

# 保育料徴収金額表

(単位：円)

| 階層区分 | 定 義                              | 保育料月額 (単位：円)                       |        |        |
|------|----------------------------------|------------------------------------|--------|--------|
|      |                                  | 保育標準時間                             | 保育短時間  |        |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯等又は児童福祉法による里親の属する世帯 | 0                                  | 0      |        |
| 第2階層 | 第1階層を除く市町村民税非課税世帯 (年収～約260万円)    | 0                                  | 0      |        |
| 第3階層 | 第1階層を除く、市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯  | 48,600円未満 (年収～約330万円)              | 15,600 | 15,440 |
| 第4階層 |                                  | 48,600円以上97,000円未満 (年収～約470万円)     | 24,000 | 23,680 |
| 第5階層 |                                  | 97,000円以上169,000円未満 (年収～約640万円)    | 35,600 | 35,120 |
| 第6階層 |                                  | 169,000円以上301,000円未満 (年収～約930万円)   | 48,800 | 48,080 |
| 第7階層 |                                  | 301,000円以上397,000円未満 (年収～約1,130万円) | 64,000 | 63,040 |
| 第8階層 |                                  | 397,000円以上 (年収約1,130万円～)           | 83,200 | 81,920 |

※上記の年収はあくまで目安です。扶養人数、控除等により個人ごとに異なりますのでご注意ください。

- ◎ 同一世帯に保育所・幼稚園に通う児童が他にいる場合、2人目以降は無料となります。  
(所得割課税額が57,700円 (年収約360万円) 未満の世帯は、就学に関わらず2人目以降は無料となります。)
- ◎ 保育標準時間・保育短時間は、支給認定証の保育の事由及び必要量をご確認ください。
- ◎ 市町村民税所得課税額を計算する場合、住宅借入金特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除、外国税額控除は適用されません。

## 特別認定の保育料

| 階層区分 | 定 義  | 保育料月額 (単位：円)                   |       |       |
|------|--|--------------------------------|-------|-------|
|      |  | 保育標準時間                         | 保育短時間 |       |
| 第3階層 | 第1階層、第2階層を除く、市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯の内、下記に該当する世帯 | 48,600円未満 (年収～約330万円)          | 7,200 | 7,200 |
| 第4階層 |  | 48,600円以上77,101円未満 (年収～約360万円) | 7,200 | 7,200 |

- (1) ひとり親家庭等
- (2) 在宅障害者 (児) のいる世帯  
(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者)
- (3) 保護者の申請に基づき、特に困窮していると認めた世帯
- ◎ 同一世帯に子どもが他にいる場合、2人目以降は無料となります。

### 利用者負担額の決定

毎月の利用者負担の額は、世帯の市町村民税額により決定します。

- ★ 4月分～8月分の利用者負担額  
前年度市町村民税所得割額 (前々年1月1日～前々年12月31日の収入から算出) から決定します。
- ★ 9月分～翌年3月分の利用者負担額  
本年度市町村民税所得割額 (前年1月1日～前年12月31日の収入から算出) から決定します。